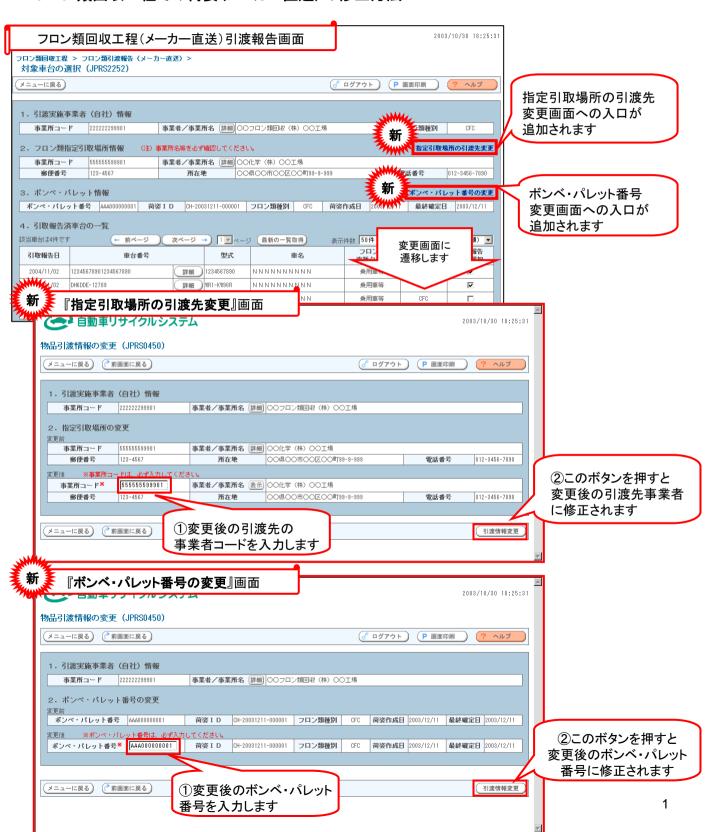
荷姿の修正方法に関するお知らせ

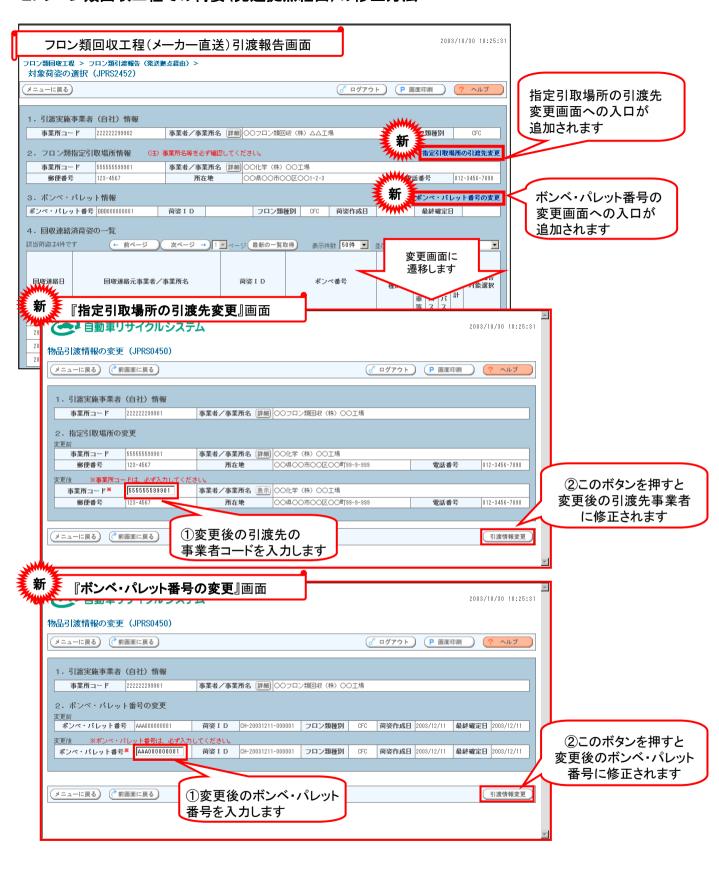
平成21年10月1日より、フロン類・エアバッグ類の荷姿に対する修正方法が変更されます。 従来、フロン類回収業者/解体業者が、荷姿について引渡先事業所の変更やボンベ・パレット番号の変更を行う場合は、必ず荷姿への全ての車台の紐付けを解除する必要がありました。

この度、荷姿への車台の紐付け解除を行なわずに引渡先事業所の変更やボンベ・パレット番号の変更を行う ことが可能となります。

1. フロン類回収工程での荷姿(メーカー直送)の修正方法



2. フロン類回収工程での荷姿(発送拠点経由)の修正方法



3. 解体工程での荷姿の修正方法

